

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(授業料の免除等の出願手続)</p> <p>第4条 第2条第1項及び第2条の2の規定による授業料の免除又は前条第1項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、<u>学部学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て</u>、総長に願出しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>当該学部又は研究科の長</u>が特に必要と認める書類</p> <p>2 授業料の免除等の出願期日は、各期の<u>初めに</u>告知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(入学料の免除等の出願手続)</p> <p>第6条 第5条第1項の規定による入学料の免除又は前条第1項の規定による入学料の徴収猶予を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、<u>学部に入学者の場合にあつては当該学部の長を、大学院の研究科に入学者の場合にあつては当該研究科の長を経て</u>、総長に願出なければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>当該学部又は研究科の長</u>が特に必要と認める書類</p> <p>2 第5条第2項の規定による入学料の免除を受けようとする者は、所定の願書に、本学の学部において入学料を既に納付したことを証明する書類、当該学部への入学を辞退したことを証明する書類及び当該年度に実施された<u>大学入試センター試験</u>の受験票を添え、所定の期日までに総長に願出なければならぬ。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(選考等)</p> <p>第7条 授業料の免除等及び入学料の免除等の決定は、学生生活委員会の議を経て、総長が行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第4条第1項の規定による授業料の免除等の願出及び前条第1項の規定による入学料の免除等の願出に対し決定がなされたときは、<u>厚生補導担当の副学長は、学部学生又は学部に入学者の場合にあつては当該学部の長を、大学院学</u></p>	<p>(授業料の免除等の出願手続)</p> <p>第4条 第2条第1項及び第2条の2の規定による授業料の免除又は前条第1項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、総長に願出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) その他<u>総長</u>が特に必要と認める書類</p> <p>2 授業料の免除等の出願期日は、各期が<u>始まるまでに</u>告知する。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(入学料の免除等の出願手続)</p> <p>第6条 第5条第1項の規定による入学料の免除又は前条第1項の規定による入学料の徴収猶予を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、総長に願出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) その他<u>総長</u>が特に必要と認める書類</p> <p>2 第5条第2項の規定による入学料の免除を受けようとする者は、所定の願書に、本学の学部において入学料を既に納付したことを証明する書類、当該学部への入学を辞退したことを証明する書類及び当該年度に実施された<u>大学入学共通テスト</u>の受験票を添え、所定の期日までに総長に願出なければならない。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>(選考等)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 <u>総長は、第4条第1項の規定による授業料の免除等の願出及び前条第1項の規定による入学料の免除等の願出に対し決定を行ったときは、その旨を出願者に通知する。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>生又は大学院の研究科に入学する者の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(授業料の免除等及び入学料の免除の取消)</p> <p>第9条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けている者は、その事由が消滅したときは、<u>学部学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を遅滞なく総長に届け出なければならない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第11条 第7条第3項の規定は、第9条及び<u>第10条</u>の規定による授業料の免除等の取消し及び入学料の免除等の取消しがあつた場合に準用する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第<u>12</u>条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p>	<p>(授業料の免除等及び入学料の免除の取消)</p> <p>第9条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けている者は、その事由が消滅したときは、その旨を遅滞なく総長に届け出なければならない。</p> <p>第11条 第7条第3項の規定は、第9条及び<u>前条</u>の規定による授業料の免除等の取消し及び入学料の免除等の取消しがあつた場合に準用する。</p> <p><u>(法律に基づく授業料の免除及び入学料の免除)</u></p> <p>第12条 <u>前各条に定めるもののほか、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づく学部学生(日本国籍を有する者及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第9条第3項各号のいずれかに該当する者に限る。)</u>の授業料の免除及び入学料の免除に関しては、<u>京都大学学部学生に係る授業料及び入学料の免除に関する規程(令和2年達示第19号)の定めるところによる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第<u>13</u>条 (同左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程に基づく授業料の免除を受け、かつ、京都大学学部学生に係る授業料及び入学料の免除に関する規程第2条に基づく授業料の免除又は同規程第4条に基づく授業料の免除の継続を受ける場合は、別に定めるところにより、この規程に基づき免除する授業料の額を調整するものとする。</p> <p>3 この規程に基づく入学料の免除を受け、かつ、京都大学学部学生に係る授業料及び入学料の免除に関する規程第6条に基づく入学料の免除を受ける場合は、別に定めるところにより、この規程に基づき免除する入学料の額を調整するものとする。</p>